「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」ワーキンググループ (生活環境、日本語学習・日本語教育) 第7回会議(合同) 議事概要

1 日時

2022 (令和4) 年1月17日(月) 午後2時から午後4時まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

3 出席者

○生活環境ワーキンググループ 13 団体

(出席団体)

名古屋出入国在留管理局

東海北陸厚生局

中部管区行政評価局

愛知県商工会連合会

一般社団法人中部経済連合会

愛知県経営者協会

愛知県中小企業団体中央会

日本労働組合総連合会愛知県連合会

愛知県市長会(豊橋市、知立市)

愛知県町村会(東浦町、蟹江町)

公益財団法人愛知県国際交流協会

東海日本語ネットワーク

愛知県 (順不同)

〇日本語学習・日本語教育ワーキンググループ 12 団体

(出席団体)

名古屋出入国在留管理局

愛知労働局

愛知県商工会連合会

一般社団法人中部経済連合会

愛知県経営者協会

愛知県中小企業団体中央会

日本労働組合総連合会愛知県連合会

愛知県市長会(豊橋市、知立市)

愛知県町村会 (東浦町、蟹江町)

公益財団法人愛知県国際交流協会

東海日本語ネットワーク

愛知県 (順不同)

4 議事

(1) 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ

ア 基調報告:地域日本語教育の推進に関する基本的な方針について 【講師】Viva おかざき!! 代表 長尾 晴香 氏

- イ WG構成団体からの取組報告
- ウ 意見交換

(2) 生活環境ワーキンググループ

ア WG構成団体からの取組報告

イ 意見交換

5 発言内容

(1) 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ

(事務局[愛知県教多文化共生推進室])

それでは定刻となりましたので、ただいまから、「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」の「生活環境ワーキンググループ」及び「日本語学習・日本語教育ワーキンググループ(以下WG)」の第7回会議を合同開催させていただきます。

なお両WGの事務局は、「生活環境WG」が、愛知県多文化共生推進室と名古屋出入国在留管理局、また、「日本語学習・日本語教育WG」が、愛知県多文化共生推進室、県教育委員会教育企画課、名古屋出入国在留管理局となっておりますことから、本日の進行は、多文化共生推進室長が務めさせていただきます。

本日の出席者につきましては、お手元に配布しております「出席者名簿」をもって、紹介に代えさせていただきます。なお、愛知県商工会議所連合会様と名古屋市様が、日程の都合により、御欠席となっております。

それでは、議事に入ります前に、本日配布しております資料について、御確認いただきたいと存じます。資料1から資料9までは、議事にございます「基調報告」、「WG構成団体からの取組報告」の際に使用させていただきます。また、資料10から資料15につきましては、各構成団体から、情報共有や広報資料として御提供いただいたものでございます。

なお、資料3の「東海日本語ネットワーク会報11月号」、資料4の「外国人支援・多文化共生ネット」と資料15の「災害時外国人支援活動講座」につきましては、資料番号が振っておりませんので、御了承ください。

それでは、次第に従いまして、「日本語学習・日本語教育WG」を始めさせていただきます。

はじめに、議事(1)アの基調報告「地域日本語教育の推進に関する基本的な方針について」でございます。資料1を御覧ください。

愛知県では、2014年に全国で先駆けて、「多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」を策定し、このあり方のもと、地域の日本語教育を推進してまいりました。この「あり方」の策定から6年が経過しまして、在留資格の多様化や、外国人県民の多国籍化など、新たな課題への対応が必要となってまいりました。こうした中、2019年

6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」において、地方公共団体は地域日本語教育を推進するための基本的な方針を定めるよう努めることとされました。そのため、2020年6月に策定された国の基本方針を参酌し、今年度、新たに「地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定することとしております。

本日は、講師といたしまして、Viva おかざき!!代表の長尾晴香様をお招きしております。長尾様は、外国人に対する日本語教育や、日本語教室の担い手となる人材の育成など、日本人と外国人が生き生きと暮らせる社会づくりに向けて幅広く活動していらっしゃるほか、「地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」の検討会議の委員も務めていただいております。

本県の「地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」策定の背景となっている地域の 日本語教育の状況や、市町村、経済団体が取り組むべき課題について、御報告いただきま す。

それでは長尾様、よろしくお願いいたします。

ア 基調報告:地域日本語教育の推進に関する基本的な方針について

「講師:Viva おかざき!! 代表 長尾晴香氏 │

本日は、このようなお話をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました、Viva おかざき!!の長尾と申します。普段は岡崎市で、地域の日本語教室等をさせていただいております。

「地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」についてということで、先ほど法律のことについてもお話がありましたが、そちらの基本的な流れと今後取り組んでいくべきことについて、簡単に御提案させていただきます。

日本語教育を推進するために、令和元年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が、 議員立法として成立し、同月に公布・施行されました。それまでは、地域のボランティア の方たちが、任意でやっていくという形が多かったものが、政府として、日本語教育を推 進していかなければいけないという法律ができたということは、大きな一歩であったと思 います。

では、法律で掲げられた日本語教育について、なぜ推進していかなければいけないのかということですが、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現」と「諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与」することを目的とするとされているため、単に、外国人の方が日本語を勉強するように、学べるように推進していこうということではなく、地域の活力の向上に寄与するため、地域の日本語教育の推進が必要であるということが、法律として書かれております。

その基本的施策として、国内における日本語教育においては、幼児・児童・生徒等といった子どもたちについてももちろん、外国人留学生、そして、働いている就労者についても言及がされておりまして、そういった多様な背景の人々に対しての日本語教育の機会の拡充ということがしっかりと規定されております。したがいまして、これまでのボランティア教室の地域の支援者で、というところだけではなく、それぞれの属性も考えながら、日本語教育を推進していかなければいけないということが、国内や海外、それぞれについて規定してあります。

また、地方公共団体の施策については、この国の施策を勘案して、地域の状況に応じた 日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めると書いてありまして、それを受けて、愛知 県は基本的な方針の策定に向けて動いておりますし、この法律が公布・施行される前から あり方を策定して地域の日本語教育を推進しているという状況になっています。

そして、この法律に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」というものが閣議決定されました。これは、法律が公布・施行されたと言っても、具体的にどうしたらいいのかというところがありますので、基本方針という形で、具体的な施策例とともに推進する方向性を定めたというものになっております。基本方針の第1章では、国及び地方公共団体の責務が書かれておりますし、また、事業主の責務として、外国人とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努めるようにとも書かれております。第2章では、国内における日本語教育の機会の拡充ということで、地域日本語教育はもちろん書かれておりますし、地域日本語教育の体制づくりの支援ということも書かれておりまして、愛知県では、この「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用されており、全国を見ましても、そういった事業を活用しながら、皆さん取り組まれているという状況になっております。

ここまで日本語教育ということで見てきましたが、それとともに、近年の大きな動きとして、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」というものがあります。これは、日本語教育だけではなく、政府一丸となって、包括的に推進していくためにどういった取組が必要かということが書かれておりまして、その中で、日本語教育の充実も重要な取組として、円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援の一環に挙げられております。このように、政府としても、着実に日本語教育を推進していかなければいけないということもありますし、法律としても整備されてきているというところが大きな背景となっております。

昨年の11月に、文化庁で、都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修というのがありまして、そこでも、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針から体制づくりへ、ということが議題として上がっておりました。私もこの日、この体制づくりのファシリテーターを務めており、各市町村・都道府県が、どのように方針を策定していけばよいかということを話し合う場に参加させていただきました。文化庁による都道府県の基本的な方針の策定の状況と予定の調査によりますと、まだ半分以上で策定されておらず、策定済みが21.3%、策定中が25.5%となっています。このように、国として、法律は施行され、実行していかなければならない状況にありますが、目下その方針を策定していくという段階にあります。

したがいまして、やはり外国人住民の多い愛知県は先進的に進めておりますし、そういったところをしっかり進めていきながら、全国の中でも、このモデルを示していくということは重要な役割であると感じています。

その文化庁の研修では、他県の事例報告もありましたので、簡単に紹介させていただきます。

まず、埼玉県では、令和元年から外国人住民の日本語学習に関する調査というものを始められ、日本語教育推進会議を経て、令和3年7月に、埼玉県日本語教育の推進に関する 基本的な方針を策定されております。会議では、外国人児童生徒のこともそうですし、留 学生や日本語教育人材の育成等も議論として出てきたと御報告がありました。その議論を踏まえて方針に盛り込んだ内容については、日本語教育推進の基本的な方向と内容に関する事項とありますが、埼玉県では、かなり国の施策に則った形で推進されるというように記載されております。

2つ目に紹介させていただく栃木県は、策定中という段階での報告でした。基本的な方 針策定に向けて、令和2年から調査を行い、調整会議での議論を重ね、来月3回目の調整 会議を控えていること、そこで最終調整に入って、3月に方針が策定されるということで ありました。そして、研修時点で提示された策定案を見てみますと、県としてどのような 方向性で進めていくかということが、目次を見ると書いてあります。

埼玉県の方も栃木県の方もお話していたこととして、先ほどもお話した国の方針にもありましたけれども、様々なステークホルダー、児童生徒もそうですし、事業主もそうですが、様々な方たちに御協力いただかなければ、この日本語教育の推進に関する基本的な方針を策定したとしても、実施していくことができないというところがありまして、この基本的な方針を策定する際にも、そういった様々な関係機関との調整に苦労されたというお話がありました。つまり、これまでのボランティアであったり、一つの部署のみが日本語教育を推進していくということではなくて、様々なステークホルダー、児童生徒や就労者という点においても関わっていくということが、他県においても、今後しっかり取り組んでいかなければいけないというお話がありました。

最後に、少し情報提供にもなりますが、宮崎大学が主催で、外国人材の活躍に関する意見交換会が開催されます。こちらの意見交換会でも私は少しお話をさせていただきますが、それぞれの地域で、外国人材という切り口で、日本語教育そのものもそうですし、日本語教育を通して共生社会をいかにつくっていくのかという議論が広がっております。今後も愛知県においてしっかりと議論されていくことを期待しております。

簡単ではございますが、私からの報告は以上とさせていただきます。御清聴ありがとう ございました。

(事務局)

長尾様、ありがとうございました。他県の状況なども踏まえて、御報告していただきましたけれども、ただいまの基調報告につきまして、御質問等がある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、特にないようですので、続きまして、議事(1)イのWG構成団体からの取組報告に入りたいと思います。

なお、長尾様には引き続き同席していただき、後ほどの意見交換も含めまして、御助言等をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回は、それぞれの構成団体で実施されている取組について、「日本語学習・日本語教育 WG」で御紹介いただけるものを、事前に調査させていただきました。

本日は、その中から、愛知県の教育委員会高等学校教育課、生涯学習課、続いて、蟹江町様、東海日本語ネットワーク様から、取組内容や課題等につきまして、御報告をいただきたいと存じます。

それではまず、愛知県教育委員会高等学校教育課から、入学者選抜における外国人生徒 の配慮等につきまして御報告をいただきます。よろしくお願いします。

イ WG構成団体からの取組報告

(事務局[愛知県教育委員会])

外国人生徒等支援に係る高等学校教育課の取組について御報告いたします。

まず、入学者選抜における外国人生徒への配慮について御報告いたします。

全日制課程では、県立高等学校 11 校で、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者 選抜 (外国人生徒等選抜) を実施しております。外国人生徒等選抜の学力検査については、 国語、数学及び外国語(英語)の基礎的な内容とし、一般選抜の学力検査とは別に行うと ともに、面接については、個人面接を行っております。

定時制課程では、全ての学校において、外国人生徒にかかる受検上の配慮として、基礎 学力検査の漢字にルビを付すとともに、面接については、外国人生徒等の事情に配慮しつ つ、個人面接を行っております。

また、高等学校教育課のホームページに、愛知県の公立高等学校を目指す外国人に向けて、出願する際の手続きや受検上の配慮等についてまとめたリーフレットを英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語の4言語で掲載するとともに、経済的に不安のある生徒に向けて、就学支援金や奨学給付金等の情報をまとめたリーフレットを、先ほどの4言語に中国語を加えた5言語で掲載しております。

次に、県立高等学校に在籍する外国人生徒への支援について、3点、御報告いたします。

1点目は、外国人生徒教育支援員の配置です。令和3年9月1日現在、県立高等学校45校に外国人生徒教育支援員を延べ124名配置し、学習活動や学校生活等の支援を行っております。支援員の配置は、昨年度より7校、8名増えております。また、支援を受けている生徒の人数は、保護者会での通訳等、保護者を支援している生徒を含めて790名です。

2点目は、多言語対応の小型通訳機の配備です。今年度は、県立高等学校に37台配備しまして、日々の学校生活における意思疎通等に活用しております。

3点目は、就労アドバイザーの配置です。教育委員会では、令和元年度より、県立高等学校の定時制課程と通信制課程に就労アドバイザーを配置し、特に非正規に就く割合の高い外国人生徒への就労支援の充実を図っております。県内を3つの地区に分け、それぞれの拠点校に就労アドバイザーを1名ずつ配置し、地域内の対象校を巡回指導しております。就労アドバイザーの業務内容は、就職先の開拓、正規採用のためのインターンシップ先の開拓、ハローワークや市町村の国際担当課等との連携強化などであります。

高等学校教育課では、今後も、外国人生徒等の学びを支援する体制の一層の充実を図ってまいります。

高等学校教育課からの報告は以上です。

(事務局)

ありがとうございました。それでは続きまして、愛知県教育委員会生涯学習課から、若 者・外国人未来応援事業につきまして御報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局[愛知県教育委員会])

「若者・外国人未来応援事業」について、現在の進捗状況等を説明させていただきます。

「若者・外国人未来応援事業」というのは、高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験) 合格に向けた、無料の学習支援を実施し、困難な状況にある若者の社会的自立を図るもの で、2017年度に始まり、今年度で5年目となります。

この無料の学習支援・相談のことを、「若者・外国人未来塾」と言っておりますが、主に中学校卒業後の進路未定者、高校中退者等を対象として、高卒認定試験に向けた無料の学習支援をはじめ、福祉・保健・労働等関係機関と連携して、相談・助言を行っております。

学習支援については、昨年度まで実施しておりました名古屋、豊橋、豊田、半田、春日井、一宮、蒲郡に、今年度からは愛西市を加えて、県内8ヶ所で、それぞれ週2日実施をしております。来年度は、外国人居住者が多い西三河地域でも実施する予定です。この9地域は、県内にある地域若者サポートステーション、いわゆるサポステがあるところで開設しておりまして、サポステと連携しながら実施しています。今年度は、11月末現在で、延べ145名が学習支援を受けており、その内49名が外国人、つまり、3分の1が外国人という状況になっており、かなり多くの外国人の方が参加されています。この学習支援は、高卒認定試験の合格に向けた支援のため、合格を目的とはしているものの、外国人の方にとっては、高卒認定試験の合格はまだまだハードルが高く、なかなか合格するのが難しいということもありますが、この事業も5年目となり、全体としては高卒認定試験の合格者も増えてきております。

また、これとは別に、日本語習得が十分でないために学習に困難を抱えた外国人を対象として、名古屋、豊橋、豊田の外国人居住者が特に多い3地域で、週に1回、日本語学習支援も行っております。こちらの支援は、会話というよりも、日常会話の日本語はある程度できるけれども、高卒認定試験等を受けるための学習言語としての日本語能力が足りない外国人を対象とした、学習言語としての日本語学習支援を行っています。この日本語学習支援には、名古屋、豊橋、豊田の3か所で、35名が参加しております。特に豊田は、延べ230名が参加され、非常に多くの外国人の方が日本語学習支援を受けています。また、豊田は、ブラジル、ボリビア、中国、パキスタン、ペルー、フィリピンと、様々な国籍の方に参加していただいております。なお、この日本語学習支援を、来年度は、蒲郡の方でも実施していきたいと考えて進めております。こういった支援を受けたいという方が周りにいらっしゃいましたら、是非、思い出していただいて、生涯学習課の方にお問い合わせをいただけたらと思います。

この「若者・外国人未来塾」の他に、「若者未来応援協議会」を設置しております。「若者・外国人未来塾」の参加者の中には、学習の問題だけではなく、就職の問題、家庭の問題、こころの問題等を抱えている方も多くいらっしゃいますので、この協議会のネットワークは、教育委員会だけでなく、様々な部局と連携して、様々な問題に適切な支援機関へつなぐ役割を果たしています。

一人でも多くの若者に支援が届くよう、事業を続けていきたいと考えておりますので、 ぜひ周知等、御協力いただきますよう、よろしくお願いします。

以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、蟹江町様から、プレスクールの実施につきまして御報告いただきます。よろしくお願いします。

(蟹江町)

当町では、団体に委託し、12年前からプレスクール事業を実施しております。事業の主な内容としましては、指導員が毎月1・2回、町内の保育所や私立幼稚園へ出向き、外国にルーツを持つ就学前の4・5歳児を対象に、日本語や母国語、学習習慣の確保に関する指導を行っております。また、就学予定の幼児を養育する外国人保護者を対象に、小学校就学前説明会を開催することで、日本の学校生活の理解を助け、不安を解消しております。このように、学習面だけでなく、生活面での支援も行っております。プレスクールに参加している幼児の主な国籍としましては、フィリピン、中国、ベトナム、ブラジルとなっております。事業の対象施設は、町内の全保育所と全幼稚園です。現在、受講対象の幼児がいない幼稚園ではプレスクール事業を実施しておりませんが、対象となる児童が入園した場合はプレスクール事業を実施しております。今後も、より効率的に事業を実施し継続していくため、団体と緊密に連携して取り組んでまいります。

また、事業の継続と拡大のため、引き続きプレスクール指導者養成講座を開催し、新たな指導者の確保を図ってまいります。この養成講座の受講が完了した方は、プレスクールに参加した幼児が就学後も支援を受けられるように、スクールサポーターとして学校での支援もできるようになります。

その他にも、プレスクール事業を実施している団体に委託し、町内の小学校や中学校に通う外国にルーツを持つ児童生徒を対象に、夏休み宿題教室を開催しております。外国出身の保護者にとっては、日本独自の文化である日誌や自由研究、読書感想文といった長期休暇中の宿題の経験がなく、外国にルーツを持つ児童生徒が家庭内で宿題を完成させることが困難な場合があります。こういった背景から、当町では、夏休みの期間中に夏休み宿題教室を開催することで、子どもたちが宿題を完成させ、期日に提出できるよう支援しております。これは、参加した子どもたちが、夏休み中に規則正しい生活を送ることや、子ども同士の交流などにもつながっております。令和3年度につきましては、コロナ禍ではありましたが、感染症対策を講じながら開催することができました。

以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは最後に、東海日本語ネットワーク様から、日本語ボランティアシンポジウム開催等につきまして御報告いただきます。よろしくお願いします。

(東海日本語ネットワーク)

東海日本語ネットワークから、御報告させていただきます。

一つ目は、昨年12月に開催しましたシンポジウムについてです。これは、東海日本語ネットワークが名古屋国際センターと共催で毎年行っているものですが、今年度も昨年度に引き続き、オンラインで開催いたしました。資料2「考えよう!持続可能な活動のために」

というチラシにあるとおり、それぞれの教室が工夫して、コロナ禍においても教室活動を 継続しているという事例と、愛知県と名古屋市の、文化庁の地域日本語教育推進体制整備 事業の紹介をいたしました。

次に、資料3、東海日本語ネットワークの会報の2ページに、名古屋出入国在留管理局の方に寄稿していただき、「教室へ行こう!キャンペーン」を御紹介させていただいております。こちらは東海日本語ネットワークが名古屋入管と協働して実施しておりまして、ただ冊子を作って配架するとか、Web上で紹介するというだけではなく、名古屋市内の日本語教室紹介冊子を、実際に手渡しし、どのようなものか体験していただくということをやっています。一番に御協力をいただいて、名古屋入管で実施することができました。その後、港区の区役所でも行いました。それほどたくさんの該当する外国の人に会えるわけではないですが、それでも、私たち自身も現場と接触する場所で、体感するということがすごく勉強になりますし、今後も続けていきたいと考えております。

最後に、資料4は外国人支援、多文化共生ネットという団体の紹介になりますが、東海日本語ネットワークもこの団体の一員として関わっております。資料に会員が書かれておりますが、愛知県の会員数が最も多く、本日、基調報告をしていただいた Viva おかざき!!も会員となっております。この団体は、名古屋入管のお声がけで、ネットワークを作ったということで、名古屋入管と意見交換などの場も設けていただいております。これまでの活動の下から二つ目のところに記載がありますが、トヨタ財団採択事業「妊娠から乳幼児育児施策及び外国人保護者の受入れ状況の調査研究と啓蒙活動による安心して出産・子育てできる社会づくり」において、今年度、調査を実施しております。行政の方の協力のもとに、行政対象のアンケート調査と、支援者対象と当事者である保護者対象の聞き取りをしております。これは、子どもたちの日本語教育や学習支援の問題が、就学してから顕在化し、何とかしなければということになるのですが、実は、出産後、乳幼児期の教育がすごく大切であるということを、もっと私たち自身も考えなくてはいけないし、そういうことを発信していかなければいけないと考えて実施しております。今後、日本語教育は、子育て世代の親に対する日本語教育の重要性というのも増してくるのではないかと考えております。

以上です。

(事務局)

御報告いただきました皆様、ありがとうございました。それでは続きまして、議事(1) ウ「意見交換」に入りたいと存じます。

冒頭の長尾様からの「地域日本語教育の推進に関する基本的な方針について」の基調報告、また、愛知県教育委員会はじめ3つの構成団体から御報告いただいた取組についての質問も含めまして、お聞きしたい点等ございますでしょうか。また、それ以外にも、外国人に対する日本語学習・日本語教育について、取り組んでおられること、課題として認識している点等ございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

ウ 意見交換

(愛知県経営者協会)

先般のWGのときに、日本語教育の支援を含めて、日本で働いている外国人の皆さんに対して、御家族含め、企業側としても何がしかの支援を講じていけないか、検討を始めますというお話をさせていただきましたが、今、まさに検討をしているところでありまして、まずは様々なところを勉強しようということで、日本語教室をいくつか回らせていただいております。そうした中で、教育委員会においても、色々と御対応いただいていると御報告いただきましたが、私どもが行った日本語教室では、外国人のお子さんの中でも、特に10年、15年前に日本に御両親が先に来て働いており、お子さんは現地で祖父母に育てられ、そのあと、そのお子さんを呼び寄せるという場合があり、18歳になってしまうと、自前でビザを取得しないと来られなくなってしまうという制度上、子どもである間に日本へ呼び寄せると、既に現地で義務教育を終えてから日本に来るので、日本で再度義務教育に編入することが難しいような年齢の方々になります。高校から入ろうとすると、日本語を一から学んで受験しなければいけないという状況で、そういった方々に日本語の支援をしている教室がありまして、そういう方々はじわじわと増え続けているというお話を耳にする機会がありました。

今日この場でどうこうということはないのですが、そういった状況も一つ一つ見ていくと、課題としてあると捉えた次第ですので、是非、支援を広げていただけるとありがたいと思っております。

企業側としても、何がしかできることを考えていきたいと思っておりますが、よろしく お願いいたします。

(事務局)

ただ今の御発言について、愛知県教育委員会生涯学習課から何かございますでしょうか。

(事務局[愛知県教育委員会])

ありがとうございます。現状を申しますと、義務教育段階を終えて、高校へ行っていない方や20歳を過ぎた方が、かなりたくさん学習支援を受けておりまして、年齢層も様々です。特に、この事業は無料ですので、お金もかからなければ、特に出席も取らない、そして時間も緩やかにといった緩やかな学習支援、切れ目のない支援ということを目的にしております。教室によっては高い費用が必要なところもあるかと思いますけれども、教育委員会の学習支援に関しましては、比較的自由に参加できるようなシステムを作っておりますので、もしどなたか、興味を持っておられる方がおられましたら、お声掛けいただけたらと思いますし、色々と御助言いただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

(豊橋市)

豊橋市においても、小中学校初期支援コースなど、かなり手厚く外国人児童生徒の支援をしておりますが、今、課題となっているのが、そこから高校への連携というところがなかなか難しいところです。小・中学校までは、子どもたちも無邪気で、日本語を一生懸命、

生活の中で学習して身につきやすいのですが、だんだん大人に近づくにつれて、日本語の習得というのはとても難しいと思っております。高校でも、先生によっては、ここは日本語を学ぶところではない、日本語で学ぶところだということで、日本語が理解できない子どもの編入について、なかなか理解が得られないという悲しい話も聞いております。

豊橋市は、市立の定時制の高校もありまして、かなり外国籍の生徒が多い状況です。そういった中で、進学や就職に向けて、どのようにモチベーションを持って日本語を学習していくか、生徒たちに教えるのはなかなか難しく、先生たちにとっても、経験がない中で、どのように指導していけばよいのか、かなり苦労をされていると聞いています。

高校での支援の強化というのが課題になっておりますし、県教育委員会でも様々な支援をしていただけるということで、頼もしく思っておりますが、小・中学校の先生たちと高校の先生たちの連携や情報共有などを積極的に進めていただきたいと思っております。市長部局や教育委員会の先生方との間で、いろんな連携や意見の調整をさせていただくことが難しい状況にありますので、是非、教育委員会と市長部局とが一緒になって実行していけたらいいなと思っております。

(事務局[愛知県教育委員会])

小・中学校と高校との連携は、重要なポイントではないかと私たちも認識をしております。小・中学校の場合は、日本語指導に関して特別の教育課程を組むことができますが、高等学校については、現在そういった制度はありません(必履修科目は、学習指導要領を踏まえて学ぶ必要がある)。ただ、現在、国の方で、令和5年度から、高等学校においても、特別の教育課程を組むことができる仕組みづくりを進めていると聞いております。

そういった動向も気にしながら、私たちとしても、できることをやっていきたいと考え ております。

(事務局)

ありがとうございました。法律もできて、学習指導要領もだんだん改訂されていくということで、いろんな組織が協力していけるとよいと思っております。

それでは、他に御発言がないようですので、長尾様から、各団体からのお話をお聞きになって、何か御意見や御助言、御質問等をお願いいたします。

(Viva おかざき!! 代表 長尾晴香氏)

皆さん、御報告ありがとうございました。愛知県の状況を考えますと、日本語指導が必要な外国人児童生徒が非常に多い地域でありまして、それに対して様々な取組がされているとお聞きできました。

高校では、就労アドバイザーを配置することで、学習支援だけでなく、その先に向けた ところでの支援が進んでおり、しっかり日本語を身につけて、その先の地域で生きていく というところにつながっていくとよいと思って聞いていました。

生涯学習課の若者・外国人未来塾では、外国人の児童生徒が多くなっているということで、縦割りではなく、支援が必要な子どもたちにちゃんと届いていくということが必要だと思いますので、サポステの持っているノウハウが、外国人児童生徒たちにもしっかり届

くように、また、サポステ側も困っているところは、日本語教育のノウハウがしっかり結びつくような形になるとよいなと思いました。

蟹江町は、プレスクールに長年取り組み、保護者向けの説明会や、夏休みの宿題教室という現場の困りごとにしっかり寄り添った支援をされており、こういった取組が他の市町村へ広がっていくとよいと思います。

東海日本語ネットワークの取組については、長年幅広く東海地域で活動されていらっしゃいますが、「教室へ行こう!キャンペーン」では、名古屋入管や港区役所で実施をされたということで、これまでも地域のボランティアの方がやっているところをいかに様々な機関とつながりながら、その機会を広げていくかというところが、今後更に広がっていくとよいなと感じて聞いておりました。

私からのコメントは以上になります。

(事務局)

長尾様、ありがとうございました。それでは、時間に多少余裕がありますので、本日お配りした資料の中から、「地域の外国人と日本語教室一話し合う会一」について、御紹介させていただきたいと思います。

(事務局[愛知県多文化共生推進室])

資料14「地域の外国人と日本語教室一話し合う会一」のチラシを御覧ください。

本県では、地域日本語教室の中間支援団体であります、東海日本語ネットワーク様と協働で、日本語教室関係者、市町村職員等を対象として、地域日本語教育に関する課題等の理解を深め、教室運営のノウハウを学ぶ研修会を開催しております。

この会は、一方的に知識を得る講義形式ではなく、参加者同士の意見交換や情報交換を 主としておりまして、毎回、活発な議論が行われています。また、新型コロナウイルス感 染症の感染拡大によりまして、今年度はすべてオンライン開催としたことから、県内の遠 方地域や県外からの参加が増え、より幅広く情報を得られる場となっております。

今年度は、計5回開催する予定で、既に4回の開催を終えています。第5回は1月22日 土曜日に開催する予定でございます。

(事務局)

皆様、御意見や情報提供をいただきまして、ありがとうございました。今後の事業展開 にあたり、参考にしていただけたら幸いです。

それでは、これをもちまして「日本語学習・日本語教育WG」を終了させていただきます。

なお、今年度の「日本語学習・日本語教育WG」につきましては、今回が最後となります。

この後、「生活環境WG」を開催しますが、その前に、御退席される方と、後半から御出席される方の入れ替えを行いますので、5分休憩をいたしまして、午後3時から再開いたします。お時間までに席にお戻りくださるようお願いします。ありがとうございました。

(2) 生活環境ワーキンググループ

(事務局[愛知県教多文化共生推進室])

定刻となりましたので、ただいまから、「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」、「生活環境ワーキンググループ」を開催させていただきます。

進行は、前半に引き続きまして、愛知県多文化共生推進室長が務めさせていただきます。 後半から、中部管区行政評価局様、東海北陸厚生局様に御出席をいただいております。 よろしくお願いいたします。

それでは、「生活環境WG」を始めさせていただきます。

始めに、議事(2)のア「WG構成団体からの取組報告」でございます。

今回は、それぞれの構成団体で実施されている取組について、この生活環境WGで御紹介いただけるものを、事前に調査させていただきました。

本日は、その中から、愛知県の多文化共生推進室、名古屋出入国在留管理局様、愛知県国際交流協会様から、取組内容や課題等につきまして、御報告をいただきたいと存じます。

それではまず、愛知県多文化共生推進室から、早期適応研修モデル事業等について、御報告させていただきます。

ア WG構成団体からの取組報告

(事務局[愛知県多文化共生推進室])

「外国人早期適応研修カリキュラム」普及事業の取組について御報告させていただきます。資料5を御覧ください。

本県では、外国人材の受入企業等が、外国人就労者に対して、日本での生活にスムーズに適応できるよう、職業生活や社会生活における支援を実施する際のサポートツールとして役立てていただくため、2019年度に、「研修カリキュラム」、「教材」及び「指導者マニュアル」を作成いたしました。

このカリキュラムを県内外に広く普及するため、本来は昨年度に、普及事業を進める計画でおりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、カリキュラムの対象となる外国人材の来日が困難な状況にあったこと、また、事業の実施主体となる県内の中小企業において、外国人材の雇用計画を白紙にした企業が少なくなく、カリキュラムや教材等を活用した人材育成セミナーへの参加の見込みが立たなかったことから、普及事業を一年先送りし、今年度に実施いたしました。

この普及事業は、一般財団法人日本国際協力センター(JICE)中部支所に委託して 実施し、実施に当たりましては、「2 (1)普及検討会議の開催」にありますように、有識 者、支援団体、外国人住民、監理団体等の6名の方を委員とする検討会議を開催し、普及 事業の実施方法や内容等を検討いたしました。

また、「(2)企業等におけるモデル実施」については、本年度も依然として、外国人材の来日が厳しい状況にあり、企業の中でモデル研修を行うことが困難であったため、県内の監理団体とインドネシアの送出機関の2団体において、日本入国前の実習生を対象に、入国前講習の一環として、カリキュラム全7章をモデル的に実施いたしました。

研修を受けた実習生からは、「日本のマナー、交通ルールなど、何に気を付ければよいかが分かり、何かあった時に具体的にどのように対応するのがよいかということが分かった。」

や「この研修は日本の生活に役に立つと思う。特に第1章(第1章:契約書や給与明細の内容について学ぶカリキュラム)は、日本はインドネシアより会社の保険が充実していることが分かった。」といった感想をもらっています。

また、研修を実施した団体からは、「日本語や研修に役立つ情報、実習生が来日後も安心して生活できるサポートの方法について、教材を活用していく中で知識を深めることができた。」や「実習生が内容に大変興味を持ってくれて、実施するこちら側も、もっと彼らのことを知りたいと思うようになり、連帯感が生まれた。このガイドブックを利用することにより、日本での暮らしやルールを外国人に知ってもらうことに加え、日本で迎える側も、働く外国の方の背景や考えを知る機会になり得るのではないかと思う。」といった感想をもらっております。

次に、「(3) カリキュラム活用人材育成セミナー」につきましては、企業等の中でカリキュラムを実施できる人材を育成することを目的に、外国人を雇用する企業の生活指導員や監理団体の職員等を対象に開催をいたしました。1日目に具体的な活用方法をレクチャーし、その後、受講者の方にはカリキュラムを活用した研修を各自の企業等で実践していただきました。そして、2日目に実践例を共有し、フォローアップを行いました。

そして、「(4) ポータルサイトの設置及び情報発信」にありますように、これらモデル企業の取組みや、セミナー受講者が実践した好事例を広く皆様に紹介するとともに、カリキュラムを実施するメリットを企業及び外国人の双方に対し、分かりやすく示すため、カリキュラムの実施を促進する情報を一元的に集約するポータルサイトを新たに設置し、情報発信を行ってまいります。このポータルサイトの公開は、1月下旬を予定しております。

新型コロナウイルス感染症の収束後は、より多くの外国人が新たに愛知県で就労することが予想されます。今後も、このカリキュラムが、外国人従業員と受入れ側の相互理解を深め、双方にとって働きやすい職場環境を整えるサポートツールとして役立てていただきたいと考えております。

「外国人早期適応研修カリキュラム」普及事業の報告は以上です。

続きまして、「外国人等の子どもの進路開拓・進路応援事業」について御報告させていた だきます。資料6を御覧ください。

本事業の目的として、本県に在住する外国人等の子どもは、近年増加しており、外国人県民の長期滞在・永住化が進んでいることから、これらの外国人等の子どもが、この地域で進学・就職し、地域社会の一員として活躍できる環境を整備する必要があります。

このため、外国人等の子どもの進学や就職の実態を改めて調査するとともに、これらの子ども達が、この地域で進学・就職する上で必要となる情報や、保護者や地域の支援者などの参考となる情報をまとめたガイドブックを作成するものであります。

「2 事業内容」としましては、大きく4つございます。

まず、「(1)企画編集会議」につきましては、実地調査及びガイドブックの構成・内容等を検討する会議として2回開催いたしました。委員としては、学識者、支援者、語学相談員、市町学校教育担当者等の方々の5名により構成しております。

次に、「(2) 進学・就職の実態及び支援に関する調査」といたしまして、アンケート調査とヒアリング調査の2種類を実施しました。

アンケート調査については、中学生と高校生、不就学の外国人等の子どもとその保護者を対象とし、進学に関して必要な情報、将来の仕事に対する考え、相談相手等についてご回答いただきました。

ヒアリング調査については、対象を、高校生の外国人等の子ども、卒業後、大学に進学・ 就職した、子どもたちにとって先輩となる外国人、外国人を雇用する企業等を対象とし、 子どもからは進路選択をする上で必要な情報、役立った支援等について、企業からは外国 人等の子どもが希望する仕事に就く上で必要な条件・資格等のヒアリングを行いました。 資料の裏面と、緑色を基調としたチラシの裏面の中ほどを御覧ください。

「(3) ガイドブック」につきましては、「外国人等の子ども及び保護者向け」編と「地域の支援者向け」編の2種類を作成することとしております。

子ども及び保護者向け編では、進学や就職にあたって知っておくべき各種制度や費用などをまとめるとともに、先輩や企業のインタビュー内容を掲載することを予定しています。また、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語の3言語翻訳版も作成するため、親子で進路・就職について考えるときに活用していただけるものとしております。

地域の支援者向け編では、外国人の子どもや保護者が疑問・不安に思っていることや、 支えになったことなどについてもご紹介する予定です。特に、外国人等の子どもや保護者 へのアンケート調査結果と考察や、支援団体の事例などを掲載するため、学校において外 国人等の子どもに関わる教職員や語学支援員、またNPOなど地域で支援に関わる方々に とって参考にしていただけるものとなっております。

ガイドブックについては、電子データとして作成し、3月頃に当室のWebページにて公開予定です。掲載を開始する際には、改めて広く周知してまいりますので、御期待いただくとともに、対象となる方がいらっしゃいましたら、御紹介いただけますと幸いです。

最後に、外国人等の子どもの進路開拓・進路応援セミナーについてご紹介いたします。 チラシを御覧ください。

教員・支援者向けのセミナーでは、中学校・高等学校で外国人生徒に関わる教員や、外国につながる子どもに関わるNPOの方などを対象に、プログラムとして、「知っておきたい在留資格」としまして、名古屋出入国在留管理局様によるご説明や、ガイドブック作成の委託先であるNPO法人トルシーダ代表の伊東様により、「外国につながる子どもたちの進路支援について」として、進学・就職支援に参考となる情報の御紹介や、支援における課題などについてお話いただく予定としております。

本日資料はございませんが、先ほど説明した教員・支援者向けのセミナーとは別に、子ども・保護者向けのセミナーの実施に向けて、現在準備を進めているところでございます。

子ども・保護者向けのセミナーでは、外国につながりのある中学生・高校生及び保護者等を対象とし、大学進学が決まった高校生の先輩をゲストに迎え、先輩のお話を聞いたり、参加者で話をしたりすることで、将来の自分について考えてもらうきっかけとしていただきたいと考えており、豊田市内での開催を予定しております。

こうしたセミナーの開催やガイドブックの活用について、広く周知・普及を行い、今後とも、外国人等の子どもがこの地域で進学・就職し、活躍できる環境の整備を進めていけるよう取り組んでまいります。

「外国人等の子どもの進路開拓・進路応援事業」の報告については、以上となります。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、名古屋出入国在留管理局様から、相談窓口相談 員向け新型コロナウイルス感染症に係る取扱いの情報提供等につきまして御報告いただき ます。よろしくお願いします。

(名古屋出入国在留管理局)

平素から当局の出入国在留管理行政に、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは、当局から簡単に3点ほどお話をさせていただきます。

まず、資料7でございますが、1点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症に伴 う特例措置等に係る情報提供でございます。

現在、入管庁におきましては、コロナ禍の状況に鑑みまして、昨年 11 月に、一旦、制限していた水際措置を緩和いたしまして、一定の条件下のもとで、技能実習生や留学生を含む、外国人の入国を認めることとしておりましたが、今般の急速なオミクロン株の流行によりまして、再び水際措置として入国を制限している状況にございます。

お手元に配付しております資料につきましては、その詳細を記載しておりますが、本日は時間の関係から、要点だけお話させていただきます。また、今日お話をさせていただく 内容につきましては、お配りしている資料7から、もうすでに変更点が出ております。

この水際措置につきましては、日々、変更が行われておりまして、その変更に伴って資料を作成しており、先週末に関係機関の方々にお送りさせていただいたものが、今の最新のものになります。ただ、そこからもすでに変更点が生じております。

これはあくまでも参考の資料になりますので、もしピンポイントでご質問等がございましたら、直接、我々の方に連絡をいただくか、入国制限の手続きに関しましては入管局、 入国に際しての水際措置に関しましては、検疫ということで厚生労働省の所管になりますので、それぞれのホームページで御確認いただきたいと思います。

それでは、資料7について、簡単に説明をさせていただきます。

現在、入国につきましては、日本に上陸する申請の 14 日以内に 162 の国や地域に滞在 歴がある外国人につきましては、特段の事情というものがない外国人は上陸を拒否してい る状況でございます。

この特段の事情といいますのは、再入国許可(日本で再入国の許可を受けて出国して、 再び入国する外国の方)、日本人永住者の配偶者またはそのお子さんの新規入国、また、入 国目的に公益性が認められる方(ワクチンの開発者等)、その他、人道上配慮に必要性のあ る場合ということを、特段の事情としております。

資料7の中で、この162の国や地域に記載のある中でも、オミクロン株の発症している地域として、主にアフリカの地域が資料に記載があり、先週末に送付させていただいた最新の資料の方は、アフリカ地域に滞在のあった方は拒否するというような内容がありましたが、その記載が現在は消えております。

現在、制限につきましては、デルタ株の時よりも非常にきつい制限になっておりますが、 入管の諸手続きについては、特例措置を設けております。

この特例措置といいますのは、日本に外国の方を呼び寄せる際に、申請していただく在

留資格認定証明書につきましては、取り扱いが今回変更となりまして、作成日が 2020 年 1 月 1 日から 2021 年 10 月 31 日までに作成された在留資格認定証明書につきましては、2022 年 4 月 30 日までが延長期間となっております。また、2021 年 11 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで作成されたものについては、通常、在留資格認定証明書は、作成日から 3 ヶ月間が有効期間になりますが、これを 6 ヶ月間として、特例措置を設けております。この点については、前回お話をさせていただいた時と、若干変更点が出ておりますので、また内容の御確認をお願いしたいと思います。

また、詳細につきまして、不明点等ございましたら、名古屋入管までお問い合わせください。また、今後も変更点等ございましたら、こちらの方から情報発信をさせていただきたいと思います。

続いて2点目につきまして、配布資料はありませんが、現在、入管庁のホームページに、 在留支援の一環として、外国人向けにポータルサイトを公開しております。その中に、日本における生活や就労のルール等を記載した生活就労ガイドブックを公開しております。

この内容につきまして、今のコロナ禍の状況に鑑みまして、現在内容を改訂中であり、 新たな内容を今年度末までに公表できるよう、準備しているということでございます。

また、公表された際には、入管庁のホームページのポータルサイト内で、日本語とやさ しい日本語を含めた 15 の言語で公表をいたしますので、こちらもまた御確認していただ きたいと思います。

3点目として、資料8のデジタルフォーラムのチラシを御覧ください。昨年12月に名古屋入管の在留支援担当とJICA中部さんとの共催により、デジタルフォーラムを開催いたしました。

外国人材の受け入れ共生のための総合的対応策の施策番号 39 番に、地方公共団体や企業等が実施する共生社会構築に向けた取り組みを、JICAが全国に配置している国際協力推進員や国内拠点との連携を通じて推進すると掲載されております。

また、自治体との連携と、外国人支援者とのネットワークの構築ということで、入管が培ったネットワークがあり、JICAと入管が共同連携を図ることで、外国人材の受け入れと共生社会の実現を推進できるということを考えまして、共同連携の取り組みの第一歩として、こういったフォーラムの共催を実施するという運びになりました。

このようなフォーラムは、名古屋入管では過去に実施した例がなく、承知している範囲 におきましても、全国的にもこういったフォーラムを開催したのが、初めてとなります。

第一部では、フォーラムのテーマである、共生社会の実現に向けたサポートのあり方につきまして、高い見識をお持ちの名城大学の近藤先生をお迎えし、基調講演をお願いいたしました。

また第二部の方では、多種多様な外国人材が増える社会において、それぞれのシーンで、 充足した活動ができる社会の実現を目指して、名古屋入管の管内で、東海と北陸地域の方 でそれぞれ活躍されている基礎自治体の方、外国人支援者、外国人住民、産業界の方、J ICA、入管庁、それぞれの方に登壇していただき、パネルトークも実施しております。

フォーラムの模様を、JICA中部のホームページにおいて、1月末までの期間限定で 配信しておりますので、またお時間のあるときに御覧いただければと思います。

当局からの報告は以上となります。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、愛知県国際交流協会様から、あいち多文化共生 センターにおける相談状況につきまして御報告いただきます。よろしくお願いします。

(愛知県国際交流協会)

当協会が運営する相談窓口、あいち多文化共生センターの相談状況について御報告をさせていただきます。資料9を御覧ください。

以前の会議でも相談窓口の紹介をさせていただいておりますが、本日初めての方もいらっしゃるかと思いますので、概要を簡単に御説明いたします。

資料9の下の方に記載させていただいておりますが、当センターでは、「①多文化ソーシャルワーカーによる相談情報提供及び支援」、「②外国人のための無料弁護士相談」、「③外国人のための専門相談」、この3つの相談事業を行っています。

①の「多文化ソーシャルワーカー」につきましては、外国人県民が母国の文化と異なる環境で生活することで生じる様々な問題に対し、ソーシャルワーカーの専門性を生かして、相談から解決まで支援する人材を多文化ソーシャルワーカーと呼んでいます。

当相談窓口では、多文化ソーシャルワーカーが対応しておりまして、生活上で必要な情報提供を行うことに加えて、複雑な問題を抱える相談者には、関係する窓口や、専門機関と連携しながら、継続的に支援を行っております。

対応日時は、月曜日から土曜日の午前10時から午後6時までで、対応言語は資料に記載のとおり、ポルトガル語、スペイン語から日本語までを含め、12言語となっております。

「②外国人のための無料弁護士相談」につきましては、法律的なアドバイスが必要な問題を抱える外国人を対象に、無料で弁護士に相談できる機会を月に2回、愛知県弁護士会との協働で実施しております。

こちらの対応言語は、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピノ語/タガログ語、ベトナム語の計6言語となっております。

「③外国人のための専門相談」は、令和元年度から開始し、在留関係、労働関係、消費 生活関係の3種類がございます。それぞれ、名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、愛知 県の県民生活課と連携して実施しているものです。

対応言語は、①多文化ソーシャルワーカーによる相談と同じ 12 言語となっております。 以上が当センターでの相談事業の概要です。

続きまして、最近の相談の傾向を御報告いたします。「1. 相談の傾向等」をご覧ください。

相談件数につきましては、令和2年度の1年間の実績が2,904件となっております。前年度の令和元年度が1,912件でありますから、約1,000件の増加となっております。また、今年度は12月の時点ですでに2,563件ございまして、このままいけば昨年度並みかそれを超える件数になるかと思っております。

相談の内容につきましては、円グラフを御覧ください。

こちらは、令和3年度のすべての相談件数2,563件のうち、多文化ソーシャルワーカーによる相談の2,492件を分類別に分けたものとなっております。従来から、当センターでは、結婚や離婚、住宅関係等の相談を含む、日常の「生活」に関する相談が多くございま

した。令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、「医療・福祉」の分野の 相談も増えております。

相談言語につきましては、棒グラフのとおりになります。

左から、水色が日本語、緑色がポルトガル語、グレーがスペイン語、オレンジが英語、水色がフィリピノ語/タガログ語、赤色が中国語、黄色がベトナム語、茶色がネパール語となっております。それ以降の件数は、少なかったため、言語別の表示は省略させていただいております。

この中では、日本語が最も多く、次がポルトガル語、以下スペイン語、フィリピノ語/ タガログ語となっておりますが、近年、技能実習生の関係で、ベトナム語も少しずつ増え ております。

今年度は特に、実習先の企業とのトラブルや病気、妊娠などに関する相談も技能実習生から寄せられております。

また、グラフや件数としてはお示ししておりませんが、深刻な悩みや問題を抱えて、弁護士相談をしたいという外国人が増えておりまして、センターの無料弁護士相談の予約が、常に1ヶ月先まで一杯となっております。

これは、同じく外国人向けの弁護士相談を行っている法テラスや名古屋国際センターでも同じ状況でございまして、外国人の方からなかなか予約が取れないという話もお聞きしておりますので、課題であると感じています。

続きまして、「2. 新型コロナウイルス感染症に関する相談」の御報告となります。

当センターでは、令和2年の3月以降、コロナに関する相談が寄せられております。

コロナの相談に対しましては、内容によって、多文化ソーシャルワーカーが相談に応じられるものは、情報提供などを行っておりますが、病気や医療に関することは、保健所などの専門家につないだり、必要に応じて、通訳サポートも行っています。

また、協力金や貸付金などのサービスにつきましても、それぞれの機関へ相談する際の 通訳を電話で行ったりもしております。

年度別の相談件数は、円グラフのとおり、令和元年度は3月分のみですが56件、令和2年度は年間で868件、令和3年度は12月末現在で533件となっております。

内容別に見ますと、昨年度は、PCR検査についてや、感染したかどうかなど、医療に関する相談と、あと生活に関する生活費の不足などの福祉分野の相談、これを「医療・福祉」と整理しておりますが、これで半数を占めておりまして、それに次いで、失業、休業などの労働に関する相談が多くございました。

棒グラフには、コロナ関連の相談件数の推移と愛知県内の新規感染者数の状況をまとめてみました。

感染者数が増えると、コロナ関連の相談増えるというよりは、どちらかというと協力金の支給の開始やワクチン接種の開始等に合わせて、それらに関する相談が急増するということを繰り返しているように思います。

そして、12月以降ですが、一時期落ち着いてきた、保健所からの通訳依頼が再度増加しています。

これはオミクロン株による感染拡大が影響しているかと思いますが、少し気になっているところで、外国人の間でも、オミクロン株は軽症で済むという噂が広まっているのか、

もしくは、コロナに関してだいぶ慣れが出てきてしまっているのか、保健所から入院を勧められても、拒否する人や隔離を守らない人が以前より多いように感じています。こちらは多文化ソーシャルワーカーからも、きちんと守っていただくようお伝えしているところです。

また、最近は、自分でも簡単に検査を行えるPCR検査キットや、日本に入国した際に使用するMySOSアプリ等の使用方法に関する相談も増えています。

これらは問い合わせ先が日本語しか対応していなかったり、英語しか対応してなかったり、または電話しても全然繋がらなかったりということで、当センターにかけてくることが多いのではないかと思います。以上がコロナ関係の相談の御報告です。

最後に御案内ですが、「3. その他」を御覧ください。

愛知県国際交流協会で、相談窓口の相談員のための多文化ハンドブックを作成しております。

ハンドブックは、3種類ございまして、結婚・離婚編を一昨年、子どもの教育編を昨年 度に改訂発行いたしまして、今年度は社会福祉編を改訂発行する予定としております。

平成29年度に第1版の社会福祉編を作成しておりますが、それ以降、制度もいろいろ変わってきておりますので、今回は上巻下巻に分けて、より充実した内容のものを作成しようと思っております。

上巻が完成次第、皆様にお届けできるかと思いますので、ぜひ御活用いただければと思います。

以上でございます。

(事務局)

皆様どうもありがとうございました。

それでは、議事の(2)のイの「意見交換」に入ります。

愛知県はじめ3つの構成団体から御報告いただいた取組についての質問も含めまして、「意見交換」とさせていただきたいと存じます。ただいま発表いただいた内容につきまして、お聞きしたい点等ございますでしょうか。

また、それ以外にも、外国人材の生活環境の整備等につきまして、各団体において取り 組んでおられること、課題と認識している点等ございましたら、御報告いただきたいと存 じます。

イ 意見交換

(東浦町)

愛知県の「外国人等の子どもの進路開拓・進路応援事業」のガイドブックについて、高校入試や高校生活、大学入試に関する内容となっておりますが、中学校や高校に配布やお知らせがされるということでしょうか。

(事務局[愛知県多文化共生推進室])

ガイドブックが完成した際に、中学校や高校に対しても周知を図りたいと考えております。

(東海日本語ネットワーク)

愛知県国際交流協会では、あいち多文化共生センターの相談・情報提供事業の他に、日本語教育に関する事業も実施しており、日本語教育に関するボランティアや学校の先生からの相談もあると思うのですが、専門性のある人に相談できるような位置づけをしていただけると大変嬉しく思いますので、是非今後考えていただきたいと思います。

(愛知県国際交流協会)

多文化ソーシャルワーカーでも、日本語教育に関する相談は受けておりますが、学校の 先生から多言語対応が必要だという相談や、外国人から日本語教室を探しているという相 談に限られてしまい、ボランティアからの相談については、協会の職員が受けている状況 でございます。

また専門的に聞かれると難しいというところで、有識者の先生を御紹介することもありますので、日本語教育の専門性を持ったスタッフを入れることなどを検討していきたいと思います。

((一社) 中部経済連合会)

資料 11 について、御紹介させていただきます。昨年 11 月に「中部圏における高度外国 人材の活躍促進に関する報告書」を発表いたしました。

記載してあるQRコードから、誰でも無料でダウンロードが可能でございます。

是非、関連のある方に見ていただければと思っております。

報告書の中で、4、5番は、当会が行ったアンケートの結果、6番は成功事例、7番は課題事例となっております。

附属書類として、愛知県、名古屋市も含め、自治体や、大学、企業の高度外国人材の支援状況をまとめてありますので、是非参考にしていただければと思います。

(事務局)

皆様、活発な御意見、そして情報提供をいただき、ありがとうございました。 今後の事業展開にあたり、参考にしていただけたらと思います。

それでは、時間に多少余裕がございますので、本日お配りした資料の中から、「災害時外国人支援活動講座」について、宣伝を兼ねて、御紹介させていただきたいと思います。

(事務局[愛知県多文化共生推進室])

多文化共生推進室から「災害時外国人支援活動講座」について、御説明させていただきます。資料 15 として、「2021 年度災害時外国人支援活動講座」のチラシを添付しておりますので、御覧ください。

本県では、大規模な災害が発生した際に、外国人住民への対応を直接行うこととなる市町村や、市町の国際交流協会の職員などを対象といたしまして、多文化防災の視点から外国人支援活動について学ぶ、「災害時外国人支援活動講座」を 2016 年度から開催しております。

今年度も1月から3月にかけまして、第1部基礎知識編、第2部実践編に分けて開催いたします。

第1部は、YouTubeによるオンデマンド配信により実施いたします。1月21日(金)から3月3日(木)までの期間中に、参加者自身が指定されたアドレスにアクセスし、動画を視聴するという方法で実施いたします。

内容といたしましては、大規模災害時の外国人支援に関する基礎知識、外国人防災リー ダーの養成についての事例紹介などでございます。

また、第2部では、名古屋市の会場と岡崎市の会場において、対面型のワークショップ を実施する予定としておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえまして、オ ンライン実施とすることを、現在検討しているところでございます。

内容といたしましては、実際に災害が起きた時を想定し、外国人被災者への対応方法や、 情報の周知のポイントなどを学べるものとなっております。

紹介として御説明をさせていただきました。以上でございます。

(事務局)

皆様、活発な御意見、そして情報提供をいただき、ありがとうございました。

今後の事業展開にあたり、参考にしていただけたらと思います。

それではこれをもちまして、「生活環境WG」を終了させていただきます。

なお、今年度の「生活環境WG」につきましては、今回が最後とさせていただきます。 本日はどうもありがとうございました。